

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三七
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三七
- 道路の区域を変更する件四件 三七
- 道路の供用を開始する件二件 三七
- 土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件 三七
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三七
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三七
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三七
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三七
- 落札者を決定した件 三七
- 福島県警察本部 三七
- 一般競争入札を行う件 三七

告 示

福島県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、宇内地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

平成二十八年六月二十日から
同 年七月十一日まで （二十二日間）

三 縦覧の場所
会津坂下町役場

（農村計画課）

福島県告示第三百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年六月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字上戸渡三七・字小川山一番ノ一（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
 - 二 解除予定保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字小川山一番ノ一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
 - 三 解除予定保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字小川山一番ノ一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

福島県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
富岡線 県道小野	双葉郡川内村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先から	変更前	A 一四・八〇 二八・二〇	一一二・一〇
	同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先まで	変更後	B 五・五〇 四八・〇〇	九三六・五
	同 郡同 村大字下川 内字上滝八二番六地先 から		C 一六・七〇 三五・〇〇	二六、一六九・八
	同 郡同 村大字下川 内字上滝八三番三地先 まで		D 一〇・二〇 六三・五〇	五〇〇・〇
	同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先から		A 一四・八〇 二八・二〇	一一二・一〇
	同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先まで		B 五・五〇 四八・〇〇	九三六・五
	同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先から		A 一四・八〇 二八・二〇	一一二・一〇
	同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先まで		B 五・五〇 四八・〇〇	九三六・五

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市原町区小川町 四一九番地先から	変更前	A 一二・八〇 四六・〇〇	一、二四二・〇
	同 市原町区上北高 平字植松一九九番三地 先まで	変更後	B 一四・〇〇 三四・〇〇	一四二・〇
	同 郡同 村大字下川 内字上滝八三番三地先 から		C 一六・七〇 三五・〇〇	二六、一六九・八
	同 郡同 村大字下川 内字上滝八二番六地先 まで		D 一〇・二〇 六三・五〇	五〇〇・〇

福島県告示第三百九十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

同 郡同 村大字下川 内字上滝八二番六地先 まで	同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先から	同 郡同 村大字下川 内字上滝八二番六地先 から	同 郡同 村大字下川 内字田ノ入五五一番地 先まで	同 郡同 村大字下川 内字上滝八三番三地 先から	同 郡同 村大字下川 内字上滝八二番六地先 まで

(道路計画課)

平字植松二五三番地先 まで	変更後	A 一二・五〇 四三・二二	一、二四二・〇〇
南相馬市原町区小川町 四一九番地先から			
同 市原町区上北高 平字植松一九九番三 地先まで			
南相馬市原町区上北高 平字植松下四三番地先 から		B 一四・〇〇 三四・〇〇	一四二・〇〇
同 市原町区上北高 平字植松二五三番地先 まで			

(道路計画課)

福島県告示第三百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道原町 川俣線	相馬郡飯館村深谷字深 谷前二四番一地先から 同 郡同 村深谷字原 前三八番三地先まで	変更前 変更後	一三・八〇 一四・六〇	二〇〇・〇〇
			一三・八〇 八二・〇〇	二〇〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第三百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十八年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二八九号	南会津郡南会津町田島 字田島柳三五番地先か ら 同 郡同 町田島 字田島柳三五番地先ま で	変更前 変更後	三一・五〇 三八・〇〇	三八・〇〇
			二八・五〇 三八・〇〇	三八・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第三百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内字田ノ入 五五一番地先から 同 郡同 村大字下川内字上滝五 六番六八地先まで	平成二十八年六月一七日

(道路計画課)

福島県告示第四百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年六月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浪江鹿島線	南相馬市原町区小川町四一九番地 先から 同 市原町区上北高平字一ノ坪 二五八番地先まで	平成二八年六月一七日

(道路計画課)

福島県告示第四百一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第百三条第三項の規定により、須賀川市から県中都市計画事業須賀川駅前土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。

平成二十八年六月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄
(まちづくり推進課)

福島県告示第四百二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十八年六月十日次のとおり指定した。

平成二十八年六月十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀 雅 雄
売りさばき所の名称及び所在地

片桐 一利 福島市西中央五丁目 平成二八年六月一〇日から
目五七番一 目五七番一 平成三三年三月三一日まで
ファミリーマート福島北五老内町店
福島市北五老内町五番地二〇
(出納総務課)

公 告

公告第五百五十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年六月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 申請のあった年月日
平成二十八年五月二十七日
- 名称
特定非営利活動法人猪苗代研究所
- 代表者の氏名
西村 和貴
- 主たる事務所の所在地
福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲二千八百五十五番地百四十五
- 定款に記載された目的
この法人は、猪苗代町を主対象として、人と地域と産業の価値を高める事業並びに活動を通して、猪苗代町の活性化に寄与し、明るいふるさとへの創造に貢献することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十八年六月十七日

土地改良区の名称
広野町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 根本 唯一郎 双葉郡広野町大字折木字高倉一七番地

(農村計画課)

公告第五百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画特別用途地区の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第159号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年6月17日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ケージ用高圧蒸気滅菌装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 落札金額
59,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年4月15日

（入札用度課）

福島県警察本部

福島県警察本部公告第65号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年6月17日

福島県警察本部長 石田勝彦

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 基幹系ネットワークシステム機器（22拠点）一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成29年3月1日から平成34年2月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年7月13日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年6月17日（金）から同年7月13日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、205円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 平成28年7月28日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年7月27日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Backbone network system equipment (for 22 bases) complete set(including related costs concerning emplacement, installation and removal of the system, installing, setting, adjustment and transition of the system, system formulation, tests of the system, maintenance, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30p.m., 28 July 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 27 July 2016
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)